

○自己啓発等休業

・概要

- (1) 公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資するとして承認を受けた場合は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。
- (2) 対象者：職員としての在職期間が3年以上である職員。
- (3) 申請をする際には、休業しようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならない。
- (4) 休業できる期間は、大学等課程の履修は2年（修業年限が2年を超え、3年を超えない課程を履修する場合は3年）、国際貢献活動のための場合は3年を超えない範囲内の期間とする。
- (5) 対象となる大学等
 - ① 学校教育法第1条に規定する大学（専攻科、大学院を含む）
 - ② 上記①の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別に規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により①に規定する大学の課程に相当する教育を行うと認められる課程を置くもの（職員が当該課程を履修する場合に限る）
 - ③ ①・②の教育施設に相当する外国の教育施設
- (6) 国際貢献活動とは
 - ① 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練・準備を含む）
 - ② 人事委員会で定める機関が実施する国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（国内における訓練・準備を含む）で、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
- (7) 休業できる期間の範囲内において、1回に限り（特別の事情がある場合を除く）休業期間を延長することができる。
- (8) 次に掲げる事由に該当するときは、自己啓発等休業の承認は取り消される。
 - ① 正当な理由なく、教育施設の課程を休学、もしくは授業を頻繁に欠席していること。又は国際貢献活動の全部もしくは一部を行っていないこと。
 - ② 教育施設を休学し、停学処分を受け、又はその授業を欠席していること、国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていないこと、その他の事情により、当該休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。
- (9) 次に掲げる場合状況を報告しなければならない。
 - ① 任命権者から求められた場合
 - ② 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
 - ③ 教育施設の課程を休学し、停学の処分を受け、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合又は国際貢献活動の全部又は一部を行っていない場合
 - ④ 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

・関係法令等

- (1) 職員の自己啓発等休業に関する条例
- (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例第3条の大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合を定める規則
- (3) 自己啓発等休業の承認申請手続等の取扱要綱
- (4) 地方公務員法第26条の5

・留意事項

- (1) 自己啓発等休業の承認（又は、その期間の延長）を受けようとする場合は、30日前までに所属長に承認請求書（様式第1号-2）を提出しなければならない。
- (2) 取消事由に該当することとなった場合は、すみやかに状況変更届を所属長へ提出しなければならない。